

小山工業高等専門学校教育研究技術支援部規則

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成20年10月8日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則(機構規則第4号)第12条の規定に基づき、本校における教育・研究活動を支援し、技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するとともに、本校技術職員の職務遂行に必要な能力及び資質の向上を図り、もって本校の教育・研究の発展に資するために、教育研究技術支援部(以下「技術支援部」という。)を置く。

(業務)

第2条 技術支援部においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生の実験・実習の補助及び卒業研究等の技術的指導並びに安全管理に関すること。
- 二 教員の教育・研究に係る技術的支援に関すること。
- 三 実験実習機器の管理保全に関すること。
- 四 地域連携業務等の技術的支援に関すること。
- 五 技術職員の技術力向上並びに技術の継承及び保全に関すること。
- 六 その他技術支援部が必要と認めたもの

(技術支援部長)

第3条 技術支援部に教育研究技術支援部長(以下「技術支援部長」という。)を置き、本校専任教員のうちから校長が任命する。

2 技術支援部長は、前条の業務を掌理する。

3 技術支援部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術室)

第4条 技術支援部の業務を円滑かつ効率的に処理するため、技術支援部に技術職員をもって組織する技術室を置く。

2 技術室に関して必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 技術支援部の運営に関する重要事項を審議するため、小山工業高等専門学校教育研究技術支援部運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 技術支援部に関する事務は、技術室において処理する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校教育研究技術支援室規程(平成17年4月1日)は廃止する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。